平成28年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	9										<u>府 省</u>	庁 名		内閣	苻
対象税目		個丿	住民税	法人住	民税	事業税	不動產	主取得税	固定資	産税	事業所税	その他	<u>ቱ</u> ()	
要望 項目名		国際戦略総合特区における所得控除の延長(延長)													
要望内容(概要)															
		<要望内容> 総合特別区域法第 27 条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人 例措置について、租税特別措置法第 61 条及び第 68 条の 63 の2において平成 28 年 3 月 31 日かっており、この適用期限を2年間延長し、平成 30 年 3 月 31 日までとする。													
関係	条文	*	総合特別	区域法第	第27 第	₹、総合	特別区	域法施行	力規則第	18 条	、租税特	別措置活	法第 61	条	
減. 見辽			7年度] 女正増減		(- —	_)	[平	年度]	_	(-	_)			(単位 :	百万円)
要望	理由	手 し、 企業 (2 大	戦略的 (等の集 2)施策 見制緩和	体の成長 分野にお 積を促進 の必要性	SけるI 生し、J 生 党を含む	内外の課 民間事業 む税制を	要、雇 者等の 中心に	用等を 活力を に 、財政	拡大する 最大限引 ・金融支	らとと - き出す で援を約	もに、我か ナ上で必要 組み合わt	が国経済 更な拠点	の成長を形成	長エンシ 伐するこ	定地域を対象と ジンとなる産業、 と。 「国の経済成長に
本要 対応 縮源	する	_													
										ペード	>		(9—1	

		策体系におけ	 政策 5. 地域活性化の推進						
合理性	_	政策目的の位	施策 ⑦ 総合特区の推進						
	政	付け 策の ポロ標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ 集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とす る。						
	達成目標		参考:日本再興戦略(平成25年6月14日) 「従来の特区制度やこれと相互に連携している環境未来都市などの施策については、今後とも 継続して着実に進めていく。」						
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	2年間						
		同上の期間中 の達成目標	総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ 集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とす る。						
			参考:日本再興戦略(平成25年6月14日) 「従来の特区制度やこれと相互に連携している環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく。」						
		策目標の 成状況	国際戦略総合特区に指定された7特区においては、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積が促進され、企業収益力・国際競争力の強化に向けた環境が整備されつつあり、大きな成果が得られている。						
有効		望の措置の 用見込み	(適用見込み事業者数) 平成28年度:1法人 平成29年度:1法人 (適用事業者の範囲) 専ら特区内で認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を実施する指定特定事業法人						
性	要	望の措置の	我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域						
	効	果見込み 手段としての	を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エン						
	有効性)		必要な機能を備えた拠点を形成することができる。 						
		該要望項目 外の税制上の	・特別償却又は投資税額控除:指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行う ために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度						
	支援措置		〇地域活性化総合特区税制 ・出資に係る所得控除:社会的課題解決に資する事業を行う中小企業に対して個人が出資した 場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除できる制度						
相当	の	算上の措置等 要求内容 び金額	総合特区推進調整費 平成 28 年度要求額 4,000 百万円 総合特区推進事業費補助金 平成 28 年度要求額 1,000 百万円 総合特区支援利子補給金 平成 28 年度要求額 666 百万円						
性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係		内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略総合特別区域計画」に記載された事業に対し、上記の 財政支援及び要望税制措置等を一体として支援。						
		望の措置の 当性	要望する所得控除は、特区の中核となるべき企業が、他の地域ではできない先駆的・先端的な事業を、リスクを取って行うインセンティブとするための措置であり、他方、投資税額控除等については、中核企業だけでなく、これを支える周辺企業等を含めて設備投資を促進させるための措置である。 これら2つの税制措置により特区事業を支援することで、国際競争力の向上に向けた相乗効						
			果が発揮されるものであるため、政策目的を達成するための措置として妥当である。						
		ページ	9—2						

税負担軽減措置等の 適用実績 ・	適用実績なし						
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	影響額:O円						
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	本税制は、特区の中核となるべき企業が、他の地域ではできない先駆的・先端的な事業を、リスクを取って行うインセンティブとするための措置であり、政策目標である企業の新事業へのチャレンジに向けた施策の強化に大きく貢献するものであるため、手段として有効である。なお、措置の対象は認定国際戦略総合特別区域計画に定められた一定の法人に限定されており、必要最小限の措置である。						
前回要望時の 達成目標	「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進)」として、2017 年度までに集中的に取組を進め、次のことを目指すと定められている。 ・民間投資を拡大し、設備の新陳代謝を図り、イノベーションの源泉を強くする・過剰規制を改革し、萎縮せずに新事業にチャレンジできる仕組みを創る・過当競争を解消し、収益力を飛躍的に高め世界で勝ち抜く製造業を復活させる						
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	国際戦略総合特区税制(所得控除及び投資税額控除等)により、国際戦略総合特区に指定された7特区においては、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積が促進され、新事業へのチャレンジや収益性・生産性の向上に向けた環境が整備されつつあり、大きな成果が得られている。						
これまでの要望経緯	平成 23 年度: 創設 平成 26 年度: 延長(2年間)						
ページ	9—3						